



厚生労働省群馬労働局発表

平成29年9月29日

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室

室長 千葉 裕子

指導主任 丸岡 直樹

電話 027-896-4739

いよいよ平成30年の4月から

契約社員・パート・アルバイトなど全ての有期で働く方は、

契約期間が5年を超えたら申込みにより「無期転換」できます

～無期転換ルール取組促進キャンペーンを実施中～

群馬労働局は、無期転換ルール^{*}の周知や導入促進に関する要請などを行う「無期転換ルール取組促進キャンペーン」（平成29年9月・10月）を実施しています。

無期転換ルールに基づく無期転換申込権の本格的な発生が見込まれる平成30年4月まで、残り半年となりました。企業が無期転換ルールに対処するためには、中長期的な人事戦略・人材活用を念頭に置いた人事制度の検討や、就業規則などの関係規定の整備などに一定の時間を要することから、早急な対応準備が必要です。

また、事業主側が、単に無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に有期契約労働者の雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

今回のキャンペーンでは、無期転換ルールへの取組を促進し、円滑な導入を図るため、事業主団体などへの周知・啓発についての協力要請や、事業主・労働者双方からの相談に対応する特別相談窓口を設けるなどの取組を重点的に実施しています。

※無期転換ルールとは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が、同一の事業主との間で更新されて通算5年を超えた場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

なお、定年後引き続き雇用される有期契約労働者等については、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間 平成29年9月1日（金）から10月31日（火）までの2か月間

2 主な内容

（1）事業主団体などに対する周知・啓発への協力要請

事業主団体、業界団体などに対し、無期転換ルールについて会員企業等への周知・啓発を行うよう、協力を要請。また、地方公共団体や社会保険労務士会などの関係団体に対し、無期転換ルールの周知についての協力を要請。

（2）群馬労働局における特別相談窓口の設置

群馬労働局に「無期転換ルール特別相談窓口」を設置し、事業主の皆さま、働く皆さまからの無期転換ルールの概要や導入などに関する相談を実施。

（3）各種会合等での説明、リーフレット等の配布、インターネット等による周知

各種会合等において周知啓発を行うほか、リーフレット等を労働基準監督署、ハローワークや事業主団体などを通じて配布するとともに、「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」などを活用した周知を実施。

（4）ラジオ放送及び新聞広告による広報

平成29年9月から10月までラジオ広告及び新聞広告を実施。

【別添1】 はじまります「無期転換ルール」（リーフレット）

【別添2】 「有期雇用特別措置法」が平成27年4月1日に施行されました（リーフレット）

【別添3】 有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック（パンフレット）

有期契約労働者の無期転換ポータルサイトのご案内

無期転換ルールについて詳しく紹介するポータルサイトをご用意しています。ルールの概要や事例紹介、国の支援策などの情報を掲載しています。

■ポータルサイトURL

<http://muki.mhlw.go.jp>



■主なコンテンツ

- 無期転換ルールの概要

- 無期転換制度の導入に当たってのポイントを解説
- 無期転換制度、多様な正社員制度を導入している企業の事例紹介
- 無期転換ルールの導入促進のために厚生労働省が行っている支援策を紹介
- 多く寄せられる質問についてQ & A



「無期転換ルール」の導入手順

STEP 1 有期契約労働者の就労実態を調べる

まずは、自社で働いている有期契約労働者の現状を把握しましょう。

- ◇ 有期契約労働者の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。



【活用できる厚生労働省の支援策】

- 労働契約等解説セミナー ● 有期契約労働者の円滑な無期転換のためのハンドブック

STEP 2 社内の仕事を整理し、無期転換後に任せる仕事を考える

次に、無期転換後にどのように活躍してもらうか考えましょう。

- ◇ 効果的な人事管理を行うため、中長期的な視点を持って検討しましょう。具体的には、無期転換後の労働条件の検討にあたり、①仕事の内容を分類し、②有期契約労働者の転換後の役割について整理しましょう。
- ◇ 有期契約労働者が無期転換した場合、従来の「正社員」との関係で役割や責任を明確にしておかないと、トラブルが発生する恐れがあります。労働条件を検討する際には、その点にも注意が必要です。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- キャリアアップ助成金 ● 先進的に無期転換ルール等を導入している企業事例集
- シンポジウム ● 中小企業に対するコンサルティング

STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則を作成する

- ◇ STEP 2において無期転換後の有期契約労働者の役割を明確にした上で、無期転換後の労働条件などの制度設計を行い、それに従って、就業規則を整備（既存の就業規則の改定、新規作成等）しましょう。
- ◇ 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員の就業規則の対象から除外しておく必要があります。そのため、正社員の就業規則の見直しも併せて検討しましょう。

【活用できる厚生労働省の支援策】

- 無期転換ルール、多様な正社員に関するモデル就業規則

STEP 4 運用と改善を行う

- ◇ 無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に行うことです。
- ◇ また、無期転換申込権について、有期契約労働者に対して事前に説明することが適切です。
- ◇ なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定がなくなったり、時間外労働が発生するなど、働き方に変化が生じる場合があります。このため、転換後も、円滑に無期転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行う必要があります。

「無期転換ルール」Q&A

Q1

「無期転換ルール」は何のためにあるの？

A1. 有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、それによって生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。また、有期労働契約であることを理由として不合理な労働条件が定められることのないようにしていく必要もあります。

無期転換ルールは、こうした問題に対処し、働く人が安心して働き続けることができる社会を実現するためのものです。

Q2

無期転換ルールの対象となる契約期間はいつから数えるの？

A2. 通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません。

Q3

無期転換の申込みの方法は？

A3. 申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。また、申込みを受けた事業主の方には、その事実を確認するための書面を労働者に交付しておくことをお勧めします。申込みの書面については、以下を参考にしてください。

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 _____ 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期労働契約転換申込み受理通知書

殿

受理日 平成 年 月 日

職氏名 _____ 印

あなたから平成 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について受理しましたので通知します。

Q4

無期転換後の労働条件は？

A4. 無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。したがって、無期労働契約に転換された労働者に対して、どのような労働条件を適用するかを検討した上で、別段の定めをする場合には、適用する就業規則にその旨を規定する必要があります。ただし、無期転換にあたり、職務の内容などが変更されないにもかかわらず、無期転換後の労働条件を低下させることは、無期転換を円滑に進める観点から望ましいものではありません。

また、特に定年など、有期契約労働者には通常定められていない労働条件を適用する必要がある場合には、適切に設定の上、あらかじめ明確化しておく必要があります。

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。<http://muki.mhlw.go.jp/>

無期転換サイト



キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の、企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成制度として、キャリアアップ助成金を設けています。

キャリアアップ助成金の活用にあたっての要件などについては、以下のWebサイトでご確認いただけます。

※無期転換ポータルサイトの「導入支援策」からもご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

※キャリアアップ助成金に関するお問合せ先については「雇用関係各種給付金申請等受付窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）の問い合わせ先

北海道労働局	011-709-2715	石川労働局	076-265-4429	岡山労働局	086-224-7639
青森労働局	017-734-4211	福井労働局	0776-22-3947	広島労働局	082-221-9247
岩手労働局	019-604-3010	山梨労働局	055-225-2851	山口労働局	083-995-0390
宮城労働局	022-299-8844	長野労働局	026-227-0125	徳島労働局	088-652-2718
秋田労働局	018-862-6684	岐阜労働局	058-245-1550	香川労働局	087-811-8924
山形労働局	023-624-8228	静岡労働局	054-252-5310	愛媛労働局	089-935-5222
福島労働局	024-536-4609	愛知労働局	052-219-5509	高知労働局	088-885-6041
茨城労働局	029-277-8295	三重労働局	059-226-2110	福岡労働局	092-411-4894
栃木労働局	028-633-2795	滋賀労働局	077-523-1190	佐賀労働局	0952-32-7167
群馬労働局	027-896-4739	京都労働局	075-241-3212	長崎労働局	095-801-0050
埼玉労働局	048-600-6210	大阪労働局	06-6949-6494	熊本労働局	096-352-3865
千葉労働局	043-221-2307	兵庫労働局	078-367-0820	大分労働局	097-532-4025
東京労働局	03-3512-1611	奈良労働局	0742-32-0210	鹿児島労働局	099-223-8239
神奈川労働局	045-211-7380	和歌山労働局	073-488-1170	宮崎労働局	0985-38-8821
新潟労働局	025-288-3527	鳥取労働局	0857-29-1709	沖縄労働局	098-868-4380
富山労働局	076-432-2740	島根労働局	0852-31-1161		

平成30年4月まで
あとわずか！

はじまります、「無期転換ルール」

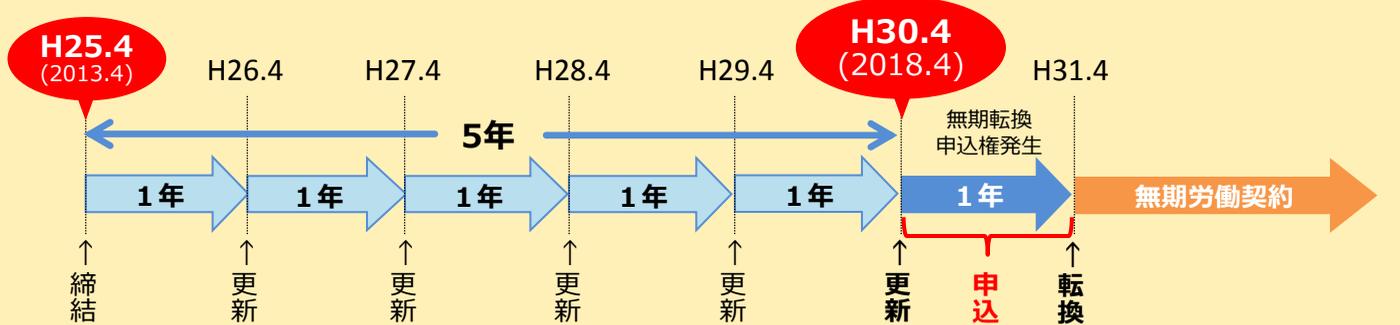
無期労働契約への申込権が本格的に発生する平成30年4月まで、いよいよ残り半年。

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

対象となる労働者

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

企業の皆さまへ（特に有期契約労働者を雇用している場合はご注意ください）

- ▶ 無期転換ルールへ対応する準備はお済みですか？
- ▶ 無期転換ルールへの対応は、中長期的な人事管理も踏まえ、無期転換後の役割や労働条件などを検討し、社内規定を整備するなど、一定の時間を要します。
- ▶ まだ準備が進んでいない場合は早急に取りかかりましょう。

有期労働契約で働く皆さまへ

- ▶ 平成30年4月以降、有期労働契約で働く多くの方に、無期転換申込権の発生が見込まれます。
- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、安心して働き続けることに繋がります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

雇止め について

無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

まずは都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。

「有期雇用特別措置法」が平成27年4月1日に施行されました ～高度専門職・継続雇用の高齢者に無期転換ルールの特例～

「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（**有期雇用特別措置法**）」が平成27年4月1日に施行されました。これにより、①専門的知識等を有する有期雇用労働者（「**高度専門職**」）と、②定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（「**継続雇用の高齢者**」）について、その**特性に応じた雇用管理に関する特別の措置が講じられる場合に**、同一の使用主との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新されると、労働者の申込みにより無期労働契約に転換するという労働契約法の「**無期転換ルール**」の特例が適用されることとなりました。

I 制度の基本的な仕組み



- 特例の適用を受けるためには、事業主が、雇用管理措置の計画を作成した上で、本社・本店を管轄する都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。申請書の提出は、ご来庁のほか、郵送・電子申請によることが可能で、労働基準監督署経由で提出することもできます。
- 有期労働契約の締結・更新の際には、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。

II 特例の効果

(1) 高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- ・**高収入（年収1,075万円以上）で、かつ高度の専門的知識を有し、**
- ・その高度の専門的知識等を必要とし、**5年を超える一定の期間内に完了する業務（特定有期業務。以下「プロジェクト」）（※）に従事する**

有期雇用労働者（高度専門職）については、その**プロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません**。ただし、無期転換申込権が発生しない期間の上限は、**10年**です。

【プロジェクトの開始当初から完了まで従事させた場合】



(2) 継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、労働局長の認定を受けた事業主（高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主に定年後に引き続き雇用される場合には、その特殊関係事業主）の下で、
 - ・定年に達した後引き続き雇用される
- 有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、**その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません**。



☆労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除き、プロジェクト開始後あるいは定年後の認定でも対象となります。☆高度専門職の範囲、特例の対象者に行うべき適切な雇用管理上の措置等については、厚生労働省または群馬労働局のホームページ（<http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）にてご確認ください。

◎認定申請に関する詳しいお問い合わせは 群馬労働局雇用環境・均等室（TEL027-896-4739）へ

「継続雇用の高齢者に関する申請書」の受付を開始しました

平成27年4月1日に施行された有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例の適用を受けるためには、事業主が、雇用管理措置の計画を作成した上で、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。ここでは、定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（「継続雇用の高齢者」）に関する申請書（第二種計画認定・変更申請書）の記載方法について説明します。

なお、定年を既に迎えている方を雇用している事業主が認定を受けた場合、労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除き、そうした方も特例の対象となりますので、申請書の作成に当たっては、関係する労働者の理解と協力を得るよう努めてください。実施する雇用管理措置の内容によっては、あらかじめ就業規則の変更手続も必要になります。

第二種計画認定・変更申請書の記載方法

様式第7号

第二種計画認定・変更申請書

年 月 日

労働局長殿

1 申請事業主

名称・氏名	代表者氏名 (法人の場合)	印
住所・所在地	〒() () ()	電話番号 () () FAX番号 () ()

2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容 ※

高齢者雇用推進者の選任 ①

職業訓練の実施 ②

作業施設・方法の改善 ③

健康管理、安全衛生の配慮 ④

職域の拡大 ⑤

職業能力を評価する仕組み、資格制度、専門職制度等の整備 ⑥

職務等の要素を重視する賃金制度の整備 ⑦

勤務時間制度の弾力化 ⑧

3 その他

高齢者雇用安定法第9条の高齢者雇用確保措置を講じている。

65歳以上への定年の引き上げ

継続雇用制度の導入

希望者全員を対象

経過措置に基づく労使協定により継続雇用の対象者を限定する基準を利用

(注) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に規定する経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準がある場合

(記入上の注意)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置の内容」は該当する措置の内容の□にチェックして下さい。

2. 「3 その他」は、該当する□はすべてチェックしてください。

(添付書類)

1. 「2 第二種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置」を実施することが分かる資料（例：契約書の雛形、就業規則等）

2. 高齢者雇用確保措置を講じていることが分かる資料（就業規則等（経過措置に基づく継続雇用の対象者を限定する基準を設けている場合は、当該基準を定めた労使協定書（複数事業所を有する場合は本社分のみで可。）を含む。）

3. 変更申請の場合は、認定されている計画の写し。

申請の日付を記載してください。

法人の場合には法人の名称を、個人事業主の場合には氏名を記載してください。

- ※2. 高齢者雇用確保措置の例
- ① 高齢者雇用安定法第11条及び同法施行規則第5条によるもの
 - ② 業務の遂行の過程外における職業能力の開発及び向上のための教育訓練の実施等
 - ③ 作業補助具の導入、作業の平易化、照明その他の作業環境の改善、福利厚生施設の導入・改善
 - ④ 身体的機能や体力等の低下を踏まえた職場の安全性の確保等
 - ⑤ 労働者の年齢構成の高齢化に対応した職務の再設計などの実施
 - ⑥ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の推進
 - ⑦ 高齢者の就労の機会を確保するための賃金体系の見直し
 - ⑧ 短時間勤務、隔日勤務、フレックスタイム制、ワークシェアリングの活用

行うこととしている雇用管理措置として該当するもの1か所以上に「v」を入れてください。

「継続雇用の導入」に「v」した場合には、いずれかに「v」を入れてください。

「v」を入れた措置を行っていることが確認できる就業規則等を添付してください。なお、労働契約書の雛形や労働協約の代わりに、事業主の署名または記名押印があり、実施する措置の内容が確認できる書類等を添付することも可能です。

県内に本社・本店を置く場合には群馬労働局（雇用環境・均等室）が提出先となります。ご来庁のほか、郵送や電子申請、労働基準監督署経由でも提出できます。

法人の場合には実質的に本社・本店の機能を有する事業所の所在地を、個人事業主の場合には住所（事業所の所在地と異なる場合には、事業所の所在地）を記載してください。

実施している高齢者雇用確保措置に「v」を入れてください。

ハローワークに提出した「高齢者雇用状況報告書」の写しを添付することも可能です。また、従業員規模が10人未満で就業規則を作成していない場合は、高齢者雇用確保措置制度を社内周知している書類等、就業規則に準ずるものを添付することも可能です。

- 継続雇用の高齢者については、一事業主につき複数の申請は必要ありません。
- 社会保険労務士による事務代理の場合には、欄外余白に、必ず社会保険労務士の署名または記名押印を行ってください。
- 作成した雇用管理措置の計画の申請書と添付書類は、原本と写しの合計2部を提出してください。
- 様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

無期転換の準備、 進めていますか？

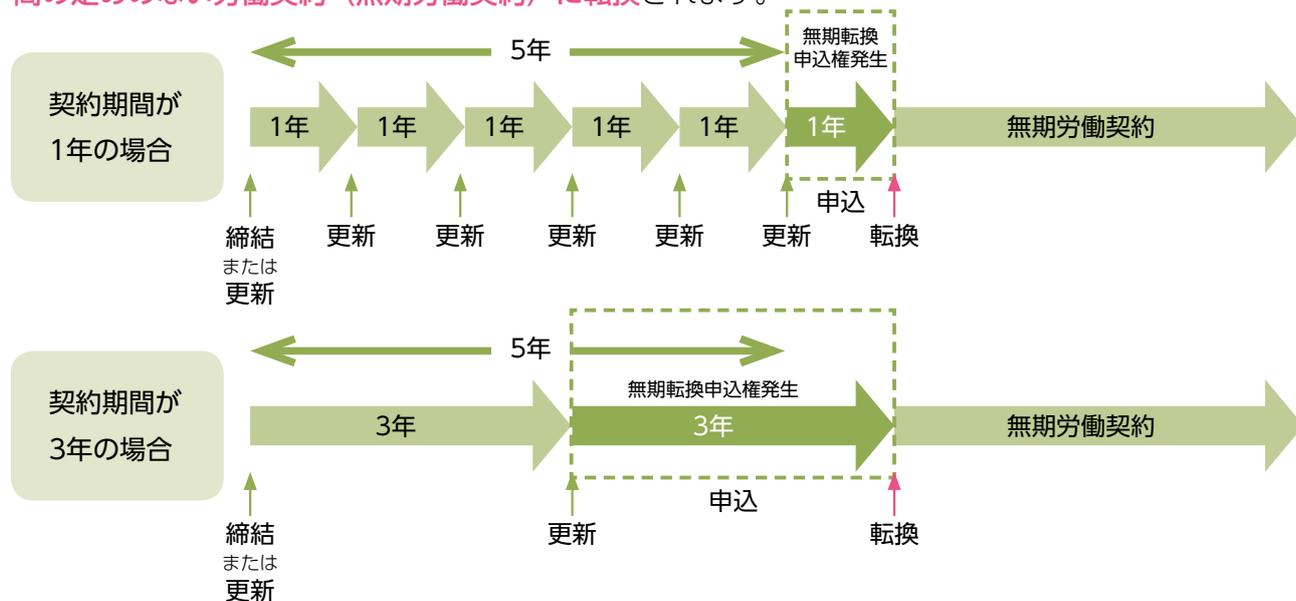
～有期契約労働者の円滑な
無期転換のためのハンドブック～



「無期転換ルール」をご存知

労働契約法が改正されました

- 無期転換ルールとは、平成24年8月に成立した「改正労働契約法」（平成25年4月1日施行）により、対応が必要になった雇用に関する新たなルールのことです。
- 有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、有期契約労働者**（パートタイマーやアルバイトなどの名称を問わず雇用期間が定められた社員。以下「有期社員」といいます。）の**申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換**されます。



なぜ「無期転換」への対応が必要なのでしょうか？

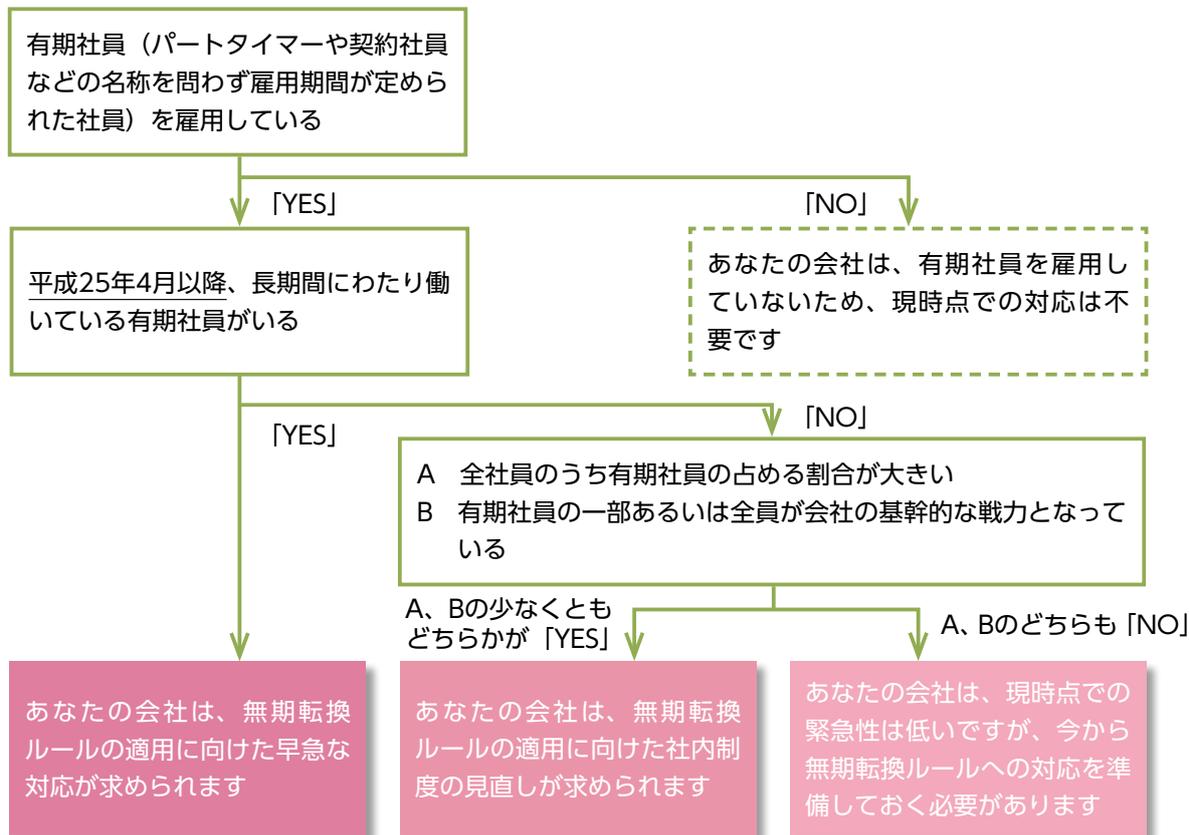
- 今日、有期社員の**約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新**している実態にあります。
- つまり、多くの会社にとって、**有期社員が戦力として定着**しているといえます。
- とくに長期間雇用されている有期社員は、たとえば仮に「1年契約」で働いていたとしても、実質的には会社の事業運営に不可欠で恒常的な労働力であることが多く、**ほぼ毎年「自動的に」更新を繰り返しているだけ**といえます。



- このような社員を期間の定めのない労働契約の社員として位置付け直すことは、むしろ自然なことであり、実態と形式を合わせる措置といえます。
- このように考えれば、**無期転換は特別なことでも、また、大変なことでもなく、より適切な雇用関係にしていくための取組**なのです。

あなたの会社は大丈夫ですか？

- あなたの会社は「無期転換ルール」に対応する必要がありますか？
- 次のフローチャートに沿って、あなたの会社の状況を確認しましょう。



「対象となる社員」は？

- 無期転換ルールへの対応が求められるのは、一般に「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」などと呼ばれている社員です。
- ただし、これらに限らず、各社が独自に位置づけている雇用形態（たとえば、準社員、パートナー社員、メイト社員など）についても、**契約期間に定めのある場合は、その名称にかかわらず、すべて「無期転換ルール」の対象**となります。
- なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換への対応が求められます。

無期転換ルールは会社だけでなく有期社員の方々にとっても重要なルールです。そのため、次ページ以降の内容は有期社員の方々とも共有することが大切です。



無期転換の条件

「無期転換申込権」が発生するのはどのような場合？

○あなたの会社で雇用している有期社員に無期労働契約への転換を申し込む権利（これを「無期転換申込権」といいます。）が発生した契約期間中に、その労働者から無期転換の申込みがあった場合は、使用者は申込みを承諾したものとみなされて断ることができず、その時点で無期労働契約が成立します。

平成25年4月から1年ごとに更新されている有期社員は、平成30年4月から無期転換申込権が発生します。

○次の3要件がそろったとき、無期転換申込権が発生します。

□その1 有期労働契約の通算期間が5年を超えている

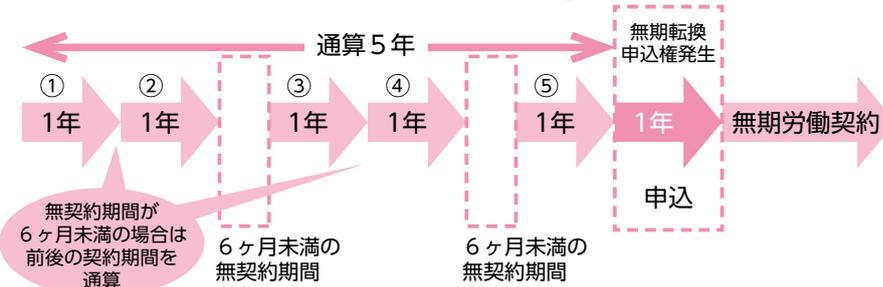
○同一の使用者*との間で締結された2以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間（これを「通算契約期間」といいます。）が、5年を超えていることが要件となります。

*「同一の使用者」とは、労働契約の締結主体（企業）を単位として定めるものであり、例えばA工場からB工場に勤務場所を変更する等、事業場を変えても労働契約の締結主体に変更がなければ雇用契約を継続しているとみなされます。

○契約期間が5年を経過していなくても、たとえば、契約期間が3年の有期労働契約を更新した場合などは、通算契約期間自体は6年になるため、4年目にはすでに無期転換申込権が発生していることになります（1ページの下の図）。

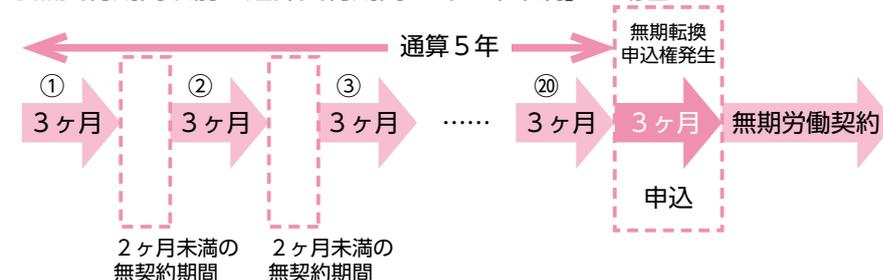
次のような場合は無期転換申込権が発生します

○無契約期間以前の通算契約期間が「1年以上」の場合



1年以上の場合は「6ヶ月」、1年未満の場合は、契約期間の半分（ただし端数は1ヶ月単位で切り上げ）より無契約期間が短ければ、その前の契約も通算されます。（左上の図）

○無契約期間以前の通算契約期間が「1年未満」の場合

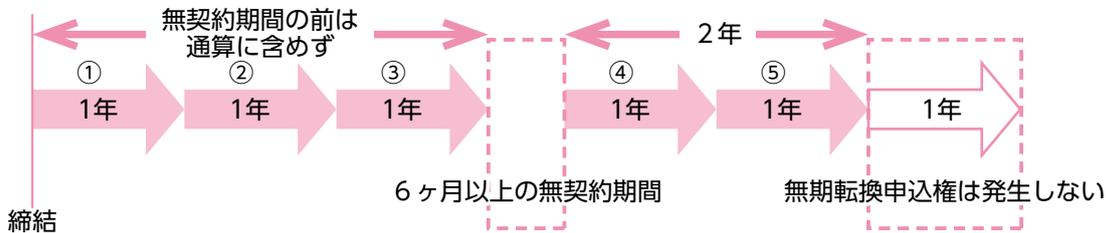


たとえば「契約期間が3ヶ月」の場合は、 $3 \div 2 = 1.5 \rightarrow$ 「2ヶ月」未満であれば、この期間の前後の契約は連続しているとみなされます。（左下の図）

次のような場合は無期転換申込権が発生しません

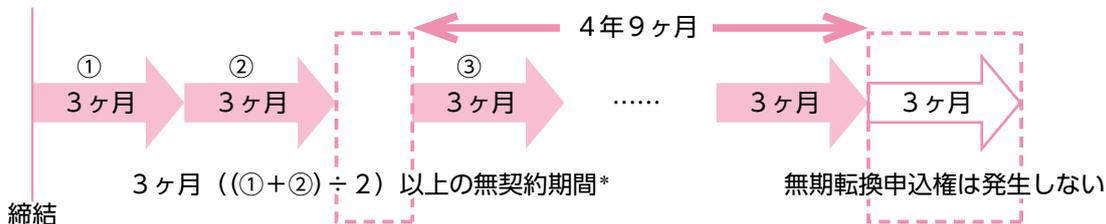
○無契約期間以前の通算契約期間が「1年以上」の場合

無契約期間が6ヶ月以上であれば、それ以前の契約期間①～③は通算対象から除外



○無契約期間以前の通算契約期間が「1年未満」の場合

無契約期間が「それ以前の通算契約期間÷2」以上であれば、それ以前の契約期間は通算対象から除外



* 無契約期間以前の通算契約期間が10ヶ月超の場合、無契約期間が6ヶ月以上であれば、当該無契約期間以前の契約期間は、通算契約期間に算入されません（クーリング）。

○通算契約期間は、改正労働契約法の施行日である平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約から算定します。

○それ以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間の算定の対象となりません。

○同一の利用者との間で有期労働契約を締結していない期間、すなわち「無契約期間」が、一定の長さ以上にわたる場合、この期間が「クーリング期間」として扱われ、それ以前の契約期間は通算対象から除外されます。

□その2 契約の更新回数が1回以上

○契約更新が1回以上行われていることが無期転換申込権発生要件となります。



□その3 現時点で同一の利用者との間で契約している

○通算5年を超えて契約をしてきた利用者との間で、現在、有期労働契約を締結していることが要件となります。

○なお、無期転換申込権の発生を免れる意図をもって、就業実態がそれまでと変わらないにもかかわらず、派遣形態や請負形態を偽装して労働契約の締結主体を形式的に他の利用者に切り替えた場合、同一の利用者の要件を満たしているものと解釈されます。また、派遣先が、直接雇用していた労働者の離職後1年以内にその労働者を派遣社員として受け入れることは、労働者派遣法第40条の9で禁止されている点に留意してください（労働者が60歳以上の場合は禁止対象から除外されます）。

メリットと意義

無期労働契約に転換すると何が変わる？

○現在、あなたの会社で働いている有期社員が無期に転換することで次の2つのメリットが期待されます。

意欲と能力のある労働力を安定的に確保しやすくなる

【企業にとって】 あなたの会社の実務や事情等に精通する無期労働契約の社員を比較的容易に獲得できる。

【労働者にとって】 雇用の安定性に欠ける有期労働契約から無期労働契約に転換することで、安定的かつ意欲的に働くことができる。

長期的な人材活用戦略を立てやすくなる

【企業にとって】 有期労働契約から無期労働契約に転換することで、長期的な視点に立って社員育成を実施することが可能になる。

【労働者にとって】 長期的なキャリア形成を図ることができる。

正規雇用労働者や多様な正社員等に転換すると支援が受けられます

⇒助成金の概要については、11ページをご参照ください。



「無期転換制度の導入」を、人事管理のあり方を見直すきっかけとして捉えることが大切です

○企業は、多様な人材の労働意欲と能力を高め、活用するための人事管理の仕組みを真剣に考えるべき時期を迎えています。

○その際、有期社員の処遇についても、**従来のいわゆる「正社員」*との関係を考慮して、その位置づけを明確にすることも求められてきます。**

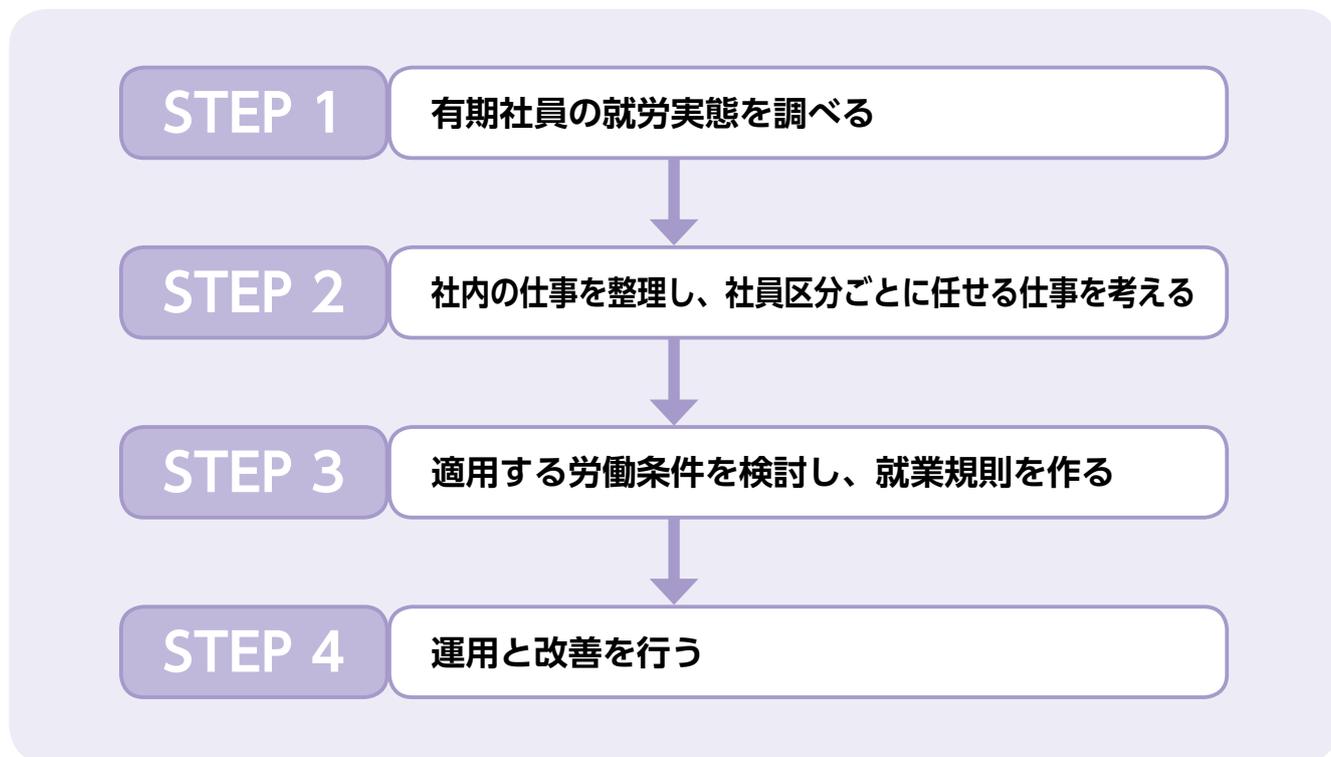
○**無期転換者と有期社員との間で、労働条件において契約期間以外に差がない場合には、いずれ処遇に対する不公平感を生み出し、職場の一体感を損なう等の問題が発生するおそれもあります。**

○今回の無期転換制度への対応を、**持続的な人材戦略構築の好機**として積極的に捉える視点を持つことが大切です。

*いわゆる「正社員」とは、契約期間の定めがなく、勤務地、職務、勤務時間がいずれも限定されていない正社員のことをいいます。

導入の手順

1 ページに記載した法改正の趣旨や内容を十分に理解した上で、以下の手順で制度導入を進めましょう。



「無期転換ルール」をご存知ですか

無期転換の条件

メリットと意義

導入の手順

支援策の紹介

事例の紹介

STEP 1 有期社員の就労実態を調べる

～まず、あなたの会社で働いている有期社員の現状を把握しましょう～

- あなたの会社には、通常の正社員以外にどのようなタイプ（パート、アルバイト、契約社員など）の有期社員がどの程度いますか。
- 有期社員の人数、職務内容、月や週の労働時間、契約期間、更新回数、勤続年数（通算の契約期間）、今後の働き方やキャリアに対する考え、無期転換申込権の発生時期などを把握しましょう。

長年、有期社員としてあなたの会社で働いてきた労働者を、無期労働契約にならないようにする目的で契約期間の終了時に特別な理由なく雇止めすることは、許されない場合もありますので、注意してください。

ポイント

有期社員の定義が就業規則で明確になっているか、正社員の就業規則、給与規程等からこれらの有期社員が適用除外となっているかの確認が必要です。

導入の手順

STEP 2

社内の仕事を整理し、社員区分ごとに任せる仕事を考える

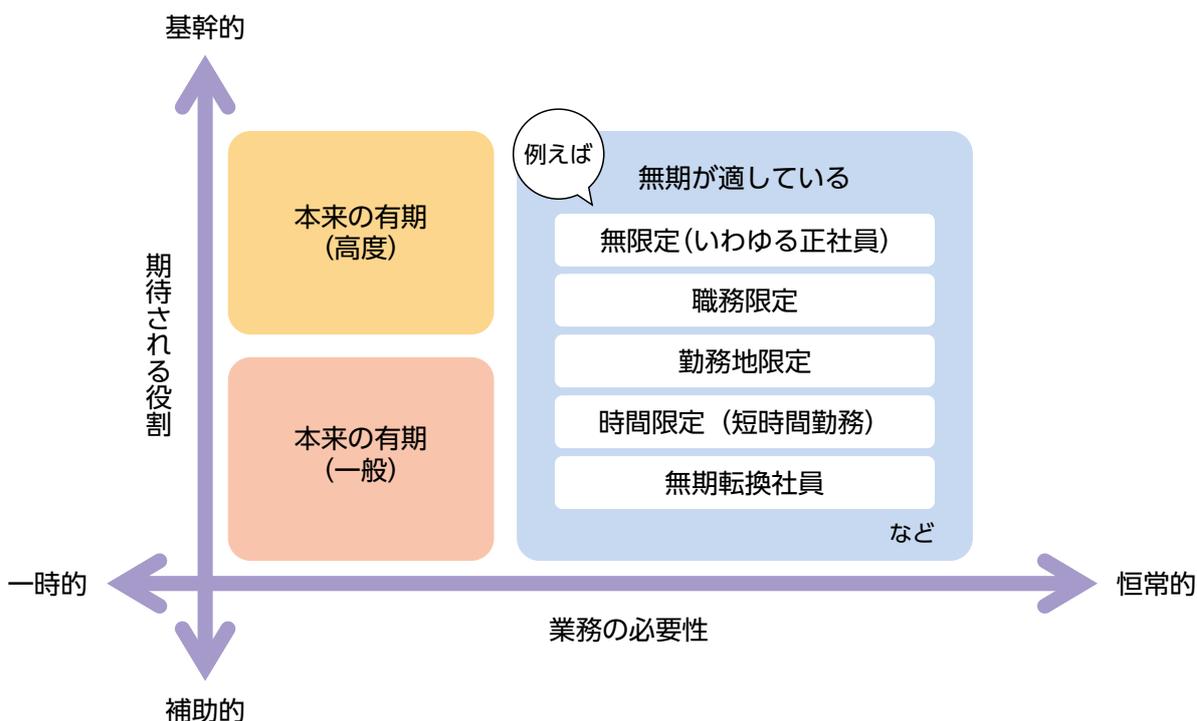
～次に、有期社員の計画的な活かし方を考えましょう～

人材活用を戦略的に行いましょう

- 人事管理は、人材活用戦略に基づいて実施されるものです。
- これまでは、一般に「正社員」とは、無期契約労働者を指すことが多く見られました。
- 有期社員が無期転換した場合、従来の「正社員」と役割や責任を明確に区分しておかないと、トラブルが発生するおそれがあります。

仕事の内容を分類する

- 下の図は、業務の特性の違いに着目して、仕事をタイプ分けしたものです。
- 基幹的な業務／補助的な業務（縦方向）と、業務の必要性が一時的／恒常的（横方向）の2つの観点で分類すると、大きく3つのタイプに分けることができます。
- 業務の必要性が一時的な仕事（左側）の場合は、（単発・短期であることから）任せる業務内容に応じて、適した有期社員を活用することになります。
- 業務の必要性が恒常的な仕事（右側）は、いわゆる「正社員」や雇用期間の定めのない無期転換社員などの無期労働契約の社員が担うことが求められます。



有期社員の転換後の役割を考える

- 人材の有効活用という観点から、現在、あなたの会社で雇用する個々の有期社員の活用方法を検討してみましょう。
- あなたの会社の有期社員一人ひとりをそれぞれのよう位置づけ、活用していくかを考える際の視点に役立ててください。
- 無期への転換方法には、主に次の3タイプがあります。



①雇用期間の変更

契約期間のみを変更する転換です。無期転換の申込みがなされると、有期労働契約が無期労働契約となります。労働契約の中では、「契約期間」を「期間の定めがないもの」とすることで足りる。なお、定年制を定めることは許されず。

- 人件費アップにつながりません。また、労働負荷の増加を望まない社員が活躍できます。
- 無期転換前と比べ、職務や処遇を変更する必要がない社員が対象です。
- 労働条件はそのままで期間の定めをなくす選択肢が考えられます。

〈検討の視点〉

- ・「多様な正社員」や、いわゆる「正社員」との処遇の差異とその根拠を明らかにしましょう

②多様な正社員への転換

いわゆる「正社員」と比較して、勤務地や労働時間、職務などの労働条件に制約を設けた正社員（「多様な正社員」）への転換です。多様な正社員では、転勤がない、残業時間に制限を設けることなどで、働き方に制約がある社員が働き続けやすいなどのメリットがあります。

- 子育てや介護と仕事の両立を図りたい社員や特定職務の仕事を希望する社員などが活躍できます。
- 職務能力や職務内容はいわゆる「正社員」と同等でありながらも、家庭の事情等から、転居・転勤を伴う異動が行えないために勤務地に制約があったり、正社員と同じ時間だけ働くことができないような社員が対象です。
- 登用試験や面接などで的確に能力などを見極めた上で、「多様な正社員」として処遇するという選択肢が考えられます。

〈検討の視点〉

以下の点を明らかにしましょう。

- ・「多様な正社員」の内容（時間限定、勤務地限定、職務限定…等）
- ・処遇、労働条件
- ・いわゆる「正社員」との処遇の差異とその根拠
- ・これまでの有期社員との処遇の差異とその根拠
- ・転換の要件（必要とする能力等、試験の実施の有無）

導入の手順

③正社員への転換

業務内容に制約がなく、入社後定年に達するまで勤務することを想定した、一般に「正社員」「総合職」等と呼ばれるいわゆる「正社員」への転換です。

- キャリアアップを図り、中核労働力としてより会社に貢献したいと考える社員が活躍できます。
- 職務能力や職務内容がいわゆる「正社員」と同等の社員が対象です。
- 登用試験や面接などでの確に能力などを見極めた上で、「正社員」として処遇するという選択肢が考えられます。

〈検討の視点〉

以下の点を明らかにしましょう。

- ・ 転換の要件（必要とする能力等、試験の実施の有無）
- ・ 転換時の職位（既存の職務等級表のどこに位置づけるか）

中長期的な登用の方法例

- すでに雇用している有期社員やこれから採用する有期社員を無期転換していく際に、上記の3タイプのいずれがふさわしいのかを、社員本人の意向等を踏まえつつ決定していくことと同時に、その後の登用のあり方をあらかじめ想定していくことも大切です。
- 以下では、それぞれのタイプの社員の中長期的な登用における考え方を示しています。各社の状況に合わせて検討してください。

有期社員の登用の考え方

無期契約	正社員	多様な正社員	無期転換社員
	多様な正社員	多様な正社員	無期転換社員
有期契約	有期社員	有期社員	有期社員
	正社員への転換	多様な正社員への転換	雇用期間の変更
	有期社員から正社員へ直接登用するほか、正社員候補であっても、まずは多様な正社員として雇用し、能力を発揮できることを確認した上で、さらに正社員として登用するという2段階のステップを踏むと登用を円滑に行うことができます。	初めは多様な正社員に起用しますが、一定の年限を経過した後に要件を満たせば、正社員に転換できる道を用意しておく、社員のモチベーションを継続的に維持し、高めることができます。	まずは雇用期間の限定性をなくすことにとどまりますが、能力や意欲が高まった場合など要件を満たせば、多様な正社員や正社員に転換できる道を用意しておく、社員のモチベーションを継続的に維持し、高めることができます。

STEP 3**適用する労働条件を検討し、就業規則を作る****～無期転換時に適用される就業規則等を整備しましょう～**

- 長期的視点に立つ場合、有期社員と労働条件が同一の無期契約労働者が増加する可能性があるため、雇用形態・労働条件を含めて、導入前に検討することが望ましいです。
- また、すでに「多様な正社員」の仕組みがある場合は、企業がすでに転換の仕組みを持っているのか、新たに作るのか、新しい制度の対象を誰にするのか（非正規の無期転換の受け皿として設けた新たな雇用区分を、新規採用区分として設けるのか等）を含めて検討しましょう。
- 無期転換者用の就業規則を作成した場合には、これらの規定の対象となる社員を、正社員就業規則の対象から除外しておく必要があるため、正社員就業規則の見直しも検討しましょう。
- なお、無期転換者と正社員の仕事内容や責任の範囲、労働条件などに差異がないにもかかわらず、処遇や評価に差異がある場合、妥当性や社員の納得性に留意した処遇や評価制度にすることが求められます。

**STEP 4****運用と改善を行う****～密なコミュニケーションが円滑な実施につながります～**

- 無期転換をスムーズに進める上で大切なのは、制度の設計段階から労使のコミュニケーションを密に確保することです。
- 労働組合との協議を行うことや、労働組合がない場合は労働者の過半数代表など、社員との協議を行う場を持ち、労使双方に納得性のあるものを作っていくことが、導入・運用をスムーズに運ばせることにつながります。
- また、無期転換申込権について、労働者に対して事前に説明することが望ましいです。
- なお、有期労働契約から無期労働契約への転換時には、勤務地の限定性がなくなったり、時間外労働が発生したりするなど、働き方に変化が生じる場合があります。
- このようなとき、社員側から不満や反発が出ることのないよう、丁寧な説明を心がけるとともに、円滑に転換が行われているかを把握し、必要に応じて改善を行うことが望まれます。

支援策の紹介

国は無期転換に関する情報提供や助成など、さまざまな支援を行っています。あなたの会社で円滑に制度導入を進める上で、ぜひ積極的にご活用ください。

助成金	<h2>キャリアアップ助成金</h2> <p>有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。 次の3コースがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">①正社員化コース 有期契約労働者等の正規雇用労働者・多様な正社員等への転換等をした場合に助成②人材育成コース 有期契約労働者等に対する職業訓練をした場合に助成③処遇改善コース 有期契約労働者等の賃金規定等の改定、共通処遇推進制度（健康診断制度、賃金規定等の共通化）の導入、短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険を適用した場合に助成 <p>詳しくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせ下さい。</p>
------------	--

「正社員化コース」の助成額の例

○有期契約労働者等を正規雇用労働者、多様な正社員等に転換した場合、たとえば次の額が支給されます。

○早期に有期契約労働者の無期転換に取り組まれることなどにより、本助成金を利用することができます。

- ①有期→正規：1人当たり60万円（45万円）（ ）内は大企業の額
- ②有期→無期：1人当たり30万円（22.5万円）
- ③無期→正規：1人当たり30万円（22.5万円）
- ④有期→多様な正社員（勤務地・職務限定、短時間正社員）：1人当たり40万円（30万円）
- ⑤無期→多様な正社員：1人当たり10万円（7.5万円）
- ⑥多様な正社員→正規：1人当たり20万円（15万円）

※有期契約労働者を無期契約労働者に転換する場合は、平成25年4月1日以降に締結された契約に係る期間が4年未満である必要があります。また、転換前の基本給より5%以上昇給させる必要があります。

※母子家庭の母等を転換した場合には助成額が加算されます。

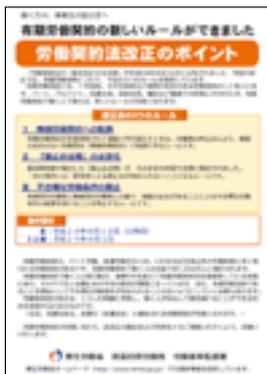
パンフレット・リーフレット

パンフレット

- ・「労働契約法のあらまし」
- ・「有期契約労働者の円滑な無期転換のために」
- ・「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」



リーフレット



- ・「労働契約法改正のポイント」
- ・「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」

次のURLのサイトからダウンロードできます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/

セミナー開催

労働契約等解説セミナー



雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催しています。

詳細や申し込みは次のURLから

<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201605.html>

コラム 再雇用の高齢者はどうなる？

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、②定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。



事例の紹介

無期労働契約への転換 限定正社員への転換 正社員への登用

東都生活協同組合（小売業）

東京都世田谷区 労働者数 ▶ 有期契約労働者 199人 無期契約労働者 326人
正社員 403人

無期転換制度の概要

勤続5年以上の従業員を無期転換【2014年3月より運用】

1 導入の背景

以前から従業員の有期雇用に関しては、雇い止めの不安があるとの声があった。従業員の意見を受け、労働組合が正式に要求事項として掲げ、労使の話し合いを重ねた結果、雇用の安定を図り、優秀な人材を確保するために、改正労働契約法で定められている基準を上回る2014年3月時点で、勤続5年以上の従業員（326人）を対象に無期転換した。

2 取組手順

取り組み手順は、2014年3月15日時点で勤続5年以上の従業員について、希望する者は一律で無期契約とした。勤続年数以外の基準での選抜は一切行っていない。また、業務内容や労働条件なども変更していない。これまでも長期にわたり更新してきた者が多いことから、それほど抵抗なく制度の導入を行うことができた。

3 雇用形態

名称	賃金形態	雇用形態	勤務時間	異動
正規職員	月給	無期労働契約	フルタイム	あり
嘱託職員 (特別な能力や経験を有するものでシステムエンジニアやバイヤーなどが該当)	月給	1～5年目：有期労働契約 (一年契約) 6年目以降：無期労働契約	フルタイム	なし
	時給	1～5年目：有期労働契約 (一年契約) 6年目以降：無期労働契約	パートタイム	
定時職員	時給	1～5年目：有期労働契約 (一年契約) 6年目以降：無期労働契約	パートタイム	あり
アルバイト	時給	1～5年目：有期労働契約 (一年契約) 6年目以降：無期労働契約	パートタイム	なし

4 登用基準

現在、労働組合との間で、嘱託職員への登用制度の話し合いを開始。

5 処遇・労働条件

	正規職員	嘱託職員	定時職員
契約期間	無期労働契約	1～5年目：有期労働契約 (一年契約) 6年目以降：無期労働契約	1～5年目：有期労働契約 (一年契約) 6年目以降：無期労働契約
労働時間	フルタイム	フルタイム パートタイム	パートタイム
異動・出向	あり	なし	あり
賃金形態	月給	月給 時給 無期労働契約への転換後 時給 も処遇に変化なし	時給
昇進・昇格	あり	なし	なし
賞与	あり (夏季、年末)	なし	あり
手当	あり	なし	なし
退職給付	あり	あり	あり

6 その他 (導入に伴う効果・メリット)

従業員の雇い止めの不安を解消することができた。

事例の紹介

- ✓ 無期労働契約への転換 ✓ 限定正社員への転換 ✓ 正社員への登用

三井住友海上火災保険株式会社（保険業）

東京都千代田区 労働者数 ▶ 無期雇用社員 14,899人 有期雇用社員 5,219人
(2015年6月30日時点)

無期転換制度の概要

本人希望、上司推薦、人事部選考により、1年更新の有期雇用の「スタッフ社員」から、無期雇用の「アソシエイト社員（専任職）」「地域社員（総合職）」に転換することができる。

1 導入の背景

当社のスタッフ社員は、多様な部署で、各組織の基盤となる業務（営業部門では、内務事務・代理店巡回業務、コールセンターではオペレーター業務、保険金支払部門では、損害査定業務）を担当している。

損害保険事業において、正確・迅速・丁寧な事務や電話対応等は、サービス力そのものであり、生産性向上および品質・信頼に直接かかわる重要な業務である。

これらの業務を担っている全国約5,000人のスタッフ社員の力量が当社の競争力、成長を左右していることから、スタッフ社員がスキルを習得し、その実力を発揮できる環境づくりは最優先課題と位置づけており、その強化に努めている。

スタッフ社員が、展望感を持ち、働きがい・やりがいを感じながらいきいきと働き、職務能力を高め、培ってきた知識・経験を活かして、より安定、充実した生活を享受できるようにするために、無期雇用の社員区分に「アソシエイト社員」を新設し、社員区分転換（2016年4月1日付）を開始している。従来から実施している「地域社員」への社員区分転換に比べ、「アソシエイト社員」は専門分野を業務範囲とするため、キャリアアップのファーストステップとしてチャレンジしやすい条件となっている。

2 取組手順

- ①業務の仕分け
「スタッフ社員」と「地域社員」の中間業務を「アソシエイト社員」の業務として抽出
- ②人財ポートフォリオの再構成
組織における要員を再構成
- ③各雇用形態の制度設計【後記3】
- ④登用基準の設定【後記4】
- ⑤処遇・労働条件の設定【後記5】

3 雇用形態

名称	賃金形態	雇用形態	勤務時間	異動	
				転居転勤	部門間
全域社員（総合職）	月給	無期労働契約	フルタイム	あり	あり
地域社員（総合職）	月給	無期労働契約	フルタイム	原則なし	あり
アソシエイト社員（専任職）	月給	無期労働契約	フルタイム	原則なし	原則なし
スタッフ社員	時給	有期労働契約（1年契約）	フルタイム パートタイム	原則なし	原則なし

4 登用基準

登用区分	登用基準	登用区分	登用基準
地域社員 への登用	1. 選考要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広範な業務を、高度かつ広範な知識・経験に基づき、担当者さらには役職者として創造的かつ効果的に遂行する能力があること。 ・ 広範な基幹業務を担当する意欲があること。 ・ 現社員区分における業務遂行状況が優れていること。 ・ 転換後はあらゆる部門への異動がありえることを了解していること。 ・ 上司の推薦があること。 2. 本人応募申請 <ol style="list-style-type: none"> ①志望理由 ②現在の担当業務と最も注力・工夫している点 ③転換後の役割変革内容 ④転換後の希望部門とその理由 3. 上司推薦 <ol style="list-style-type: none"> ①本人適性と現在の業務遂行状況 ②推薦理由 ③転換後の適性部門とその理由 4. 選考 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類選考 ・ 筆記試験（①SPI②会社施策・コンプライアンス等に関するテスト） ・ 選考面接 	アソシエイト社員 への登用	1. 選考要件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定の基幹業務について、上位者の包括的指示の下を基本に、実務経験・優れた業務知識に基づき、担当者として主体的かつ効果的に遂行する能力があること。 ・ 一定の基幹業務を担当する意欲があること。 ・ 現社員区分における業務遂行状況が優れていること。 ・ 上司の推薦があること。 2. 本人応募申請 <ol style="list-style-type: none"> ①志望理由 ②現在の担当業務と最も注力・工夫している点 ③転換後の役割変革内容 3. 上司推薦 <ol style="list-style-type: none"> ①本人適性と現在の業務遂行状況 ②推薦理由 ③転換後の適性部門とその理由 4. 選考 <ul style="list-style-type: none"> ・ 書類選考 ・ 筆記試験（①SPI②会社施策・コンプライアンス等に関するテスト） ・ 選考面接

無期雇用社員への
登用プロセス

本人応募申請

上司推薦

人事部選考

12月内定

4月転換

5 処遇・労働条件

	地域社員（総合職）	アソシエイト社員（専任職）	スタッフ社員
契約期間	無期労働契約	無期労働契約	有期労働契約
労働時間	フルタイム	フルタイム	フルタイム・パートタイム
異動・出向	あり	原則なし	原則なし
賃金形態	月給制	月給制	時給制
昇進・昇格	評価に応じ昇給	評価に応じ昇給	評価に応じ昇給
賞与	基本賞与＋業績連動	基本賞与＋業績連動	なし
手当	通勤費	通勤費	通勤費
退職給付	退職金、確定給付年金、確定拠出年金	退職金	一時金

6 その他（無期転換の実施にあたって活用したツール・支援策、導入に伴う効果）

(1) 活用したツール・支援策

- ・ 厚生労働省「有期契約労働者のための円滑な無期転換のために」
- ・ 厚生労働省 女性活躍推進「ポジティブアクション・ポータルサイト」
- ・ キャリアアップ助成金（申請予定）
- ・ 東京労働局 法改正セミナー

(2) 効果

・ 「アソシエイト社員」への転換は、培ったスキルを直接活かせる職種への転換であるとともに、任される業務範囲が拡大し、処遇等も大幅に向上することから、働きがいが高まるとの声がある。
また、従来からあった「地域社員」への転換と比して応募者数が4倍以上となっており、まさにキャリアアップのファーストステップとして積極的なチャレンジ意欲に結びついている。

事例の紹介

無期労働契約への転換 限定正社員への転換 正社員への登用

A社（総合不動産業）

東京都千代田区 労働者数 ▶ 有期契約労働者 49人 無期契約労働者 468人
限定正社員 56人 正社員 1,142人

無期転換制度の概要

初年度の雇用契約が満了した主査（契約社員・1年契約）について、2年目の契約更新をする際に無期労働契約に転換

1 導入の背景

新卒入社男性総合職中心だった当社において、15年程前から1年契約の契約社員を職務限定専門職として採用を始め、徐々に勤続年数が長くなり、採用職種や人数も増え、現場においては無くてはならない戦力となった。

一方、賃金を含めた処遇や有期雇用であることが、契約社員のロイヤリティーやモチベーション向上の妨げとなり、また新規採用の障壁や早期退職の要因にもなっていた。そこで、契約社員のロイヤリティー、モチベーション向上、採用活動の円滑化を目的に無期雇用化を行なった。

2 取組手順

- ①業務の仕分け
- ②人材ポートフォリオの再構成
- ③各雇用形態の制度設計【後記3】
- ④柔軟な労働条件の変更
- ⑤無期転換を行う労働者の選抜（登用試験）【後記4】
- ⑥人材の育成【後記4】
- ⑦処遇の設定（異動範囲の設定）【後記5】
- ⑧事業所閉鎖時の対応方法の準備

制度改正後、新規採用する者については、当初1年間は有期雇用契約とし、1年後更新する際は無期雇用とする。制度改正時在籍中の契約社員については、平成27年4月1日に無期雇用に転換した。

同時に3段階のステージ制を導入し、ステップアップの道筋を示し、社員のモチベーションを高めると共に、意欲、能力の高い社員については、積極的に総合職（地域型）への登用を行うこととした。

3 雇用形態

名称	賃金形態	雇用形態	勤務時間	異動
主査（有期社員）	月給	有期労働契約（1年）	フルタイム	なし
主査（無期社員）	月給	無期労働契約	フルタイム	原則なし
総合職（地域型）	月給	無期労働契約	フルタイム	転居を伴う異動なし
総合職（全域型）	月給	無期労働契約	フルタイム	あり

4 登用基準

①どのような登用区分があるのか。②登用基準の有無。③登用試験の有無。④登用実績
※特に無機転換を行う労働者の選抜について

登用区分	登用基準
有期雇用契約社員の無期雇用への転換	入社後1年間の有期雇用契約満了後更新する際は無期雇用に転換。なお、転換にあたって採用試験などは設けていない。
無期雇用社員の総合職への転換	無期雇用社員のうち、最上位ランクであるStage 3在籍1年以上の者のうち、著しい成果をあげ、担当専門業務の範囲を超えて能力発揮が見込まれる者。所属部門長の推薦に基づき人事部にて面接により選定。2014年、2013年実績各6名。

・人材育成（キャリア形成を中心に）

期待される役割	総合職	無期雇用社員	有期雇用社員
マネージャー（課長職）	↑		
部門業務リーダー		↑	
担当			↑

※上記の表には、総合職と無期雇用社員の間、無期雇用社員と有期雇用社員の間、それぞれオレンジ色の斜め下向き矢印が描かれています。

5 処遇・労働条件

・処遇の設定（異動範囲の設定を含む）

	総合職（全域型）	総合職（地域型）	主査（有期：無期）
契約期間	無期労働契約	無期労働契約	有期：初年度1年間 無期：2年目以降
労働時間	フルタイム	フルタイム	フルタイム
異動・出向	あり	転居を伴う異動はなし	原則なし
賃金形態	月給	月給	同左
昇進・昇格	評価に応じ昇給、昇格	同左	評価に応じ昇給
賞与	業績連動基本賞与+評価	同左	基本賞与+評価
職務手当	賞与に反映	同左	なし
退職給付	退職一時金	同左	なし
雇用終了の定め	定年（60歳）	同左	同左

無期転換を進めるためのチェックリスト



□ 社内の有期社員の実態を把握しましょう

- ・どのようなタイプの有期社員がどの程度いるのかを確認しましょう。



「1. 有期社員の就労実態を調べる」(6ページ)をご覧ください

□ 有期社員の現在の労働条件を確認しましょう

- ・個々の有期社員の労働条件や契約期間、更新回数や更新時期などを確認しましょう。



□ 無期転換後の労働条件等を検討しましょう

- ・有期社員の仕事の内容を確認し、人材活用方法とともに、無期転換後の役割や処遇を考えましょう。



「2. 社内の仕事を整理し、任せる仕事を考える」(7～9ページ)をご覧ください

□ 無期転換後の就業規則等について検討しましょう

- ・有期労働契約時と同じ条件とするか、仕事の内容や処遇などを変更するかを考えましょう。



□ (必要に応じて) 有期社員向けの就業規則の見直しを検討しましょう

- ・無期転換社員との区別を明確化するために、必要に応じて見直しを行いましょ。



「3. 適用する労働条件を検討し、就業規則を作る」(10ページ)をご覧ください

□ (必要に応じて) 正社員の見直しを検討しましょう

- ・無期転換社員との区別を明確化するために、必要に応じて見直しを行いましょ。



□ 対象社員への説明を行いましょ

- ・対象となる有期社員への制度導入等についての説明や労働組合との協議などを進めましょ。



「4. 運用と改善を行う」(10ページ)をご覧ください

厚生労働省委託事業

お問い合わせ先

厚生労働省 労働基準局 労働関係法課
TEL: 03-5253-1111 (内線7753)

企画・製作

株式会社三菱総合研究所

発行

2016年9月

詳しい情報は厚生労働省ホームページ「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」をご覧ください。

無期転換サイト

検索

